独立行政法人海上災害防止センターの役職員の報酬・給与等について

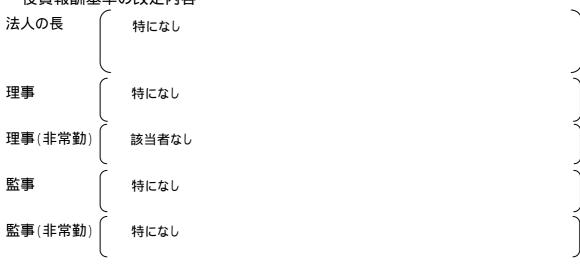
役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬は、国家公務員の給与及び民間企業の役員報酬等の水準を考慮すると共に、独立行政 法人評価委員の業績評価の結果を勘案することとしている。

役員報酬基準の改定内容



2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間	報酬等の総	額		就任·退伯	任の状況	前職
1212		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	日山和秋
	千円	千円	千円	千円			
法人の長	17,262	10,896	4,849	1,307 (地域手当)			
	千円	千円	千円	210 (通勤手当) 千円			
A理事				0 (地域手当)			
A连 手	379	338	0	41 (通勤手当)		4月14日	*
	千円	千円	千円	千円		.,,,,,,	
B理事	10.250	0.500	2 645	1,031 (地域手当)			
	12,350	8,590	2,645	84 (通勤手当)	4月15日		*
	千円	千円	千円	千円			
C理事	14,504	8,928	3,973	1,071 (地域手当)			
	·	•	·	532 (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円			
監事	13,154	8,328	3,706	999 (地域手当)			
		•	•	121 (通勤手当)			*
A監事	千円	千円	千円	千円			
八五子 (非常勤)	295	0	0	0		6月27日	
	千円	千円	千円	千円			
B監事	113	ГП	LL	111			
(非常勤)	905	0	0	0	6月28日		
		J					

注1:「地域手当」とは、国家公務員の地域手当に相当する手当である。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「*」、役員出向者「」、独立行政法人等の退職者「」、退職公務員でその後 独立行政法人等の退職者「*」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での	在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長		年	月			該当なし	
理事A	^{千円} 2,046	年 1	月 10	H20.4.14	1.0	国土交通省独立行政法 人評価委員会による業 績勘案率に基づき、支 給額を決定した。	*
理事B	千円	年	月			該当なし	
理事C	千円	年	月			該当なし	
監事	千円	年	月			該当なし	
監事A (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
監事B (非常勤)	千円	年	月			該当なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入しています。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「*」、役員出向者「」、独立行政法人等の退職者「」、退職公務員でその後 独立行政法人等の退職者「*」、該当がない場合は空欄。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)」を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において5%以上の削減を行うこととする。また、人件費の配分方法については、油流出事故及び船舶火災等に対応する防災業務、船員等に対する訓練業務、消防船及び油回収装置等の維持管理業務、海上防災に関する調査研究業務並びにこれらの支援業務がそれぞれ効率的に遂行可能となるよう適正な人事配置に係る人件費配分を行うこととしている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員給与水準の決定に際しては、先ず、その者の学歴、免許及び部外における職務経歴等に基づき、他の職員との均衡を考慮して決定し、さらに、その職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、かつ、その者の部内における職務経歴を考慮して決定することとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 職員の勤務成績等を考慮した任用を行っており、昇給・昇格の実施及び勤勉手当の支給に反映 している。

「能率、勤務成績が反映される給与の内容」

	(化学、到初以與ガス吹きはる間一の付合)						
給与種目	制度の内容						
俸給	・勤務成績が良好な職員のうち、昇格基準に達した者の昇格 ・12月を下らない期間を良好な成績で勤務した場合の昇給 ・勤務成績が特に優秀である場合の昇給						
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績等に応じて支給 支給割合基準 150/100~190/100						

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

平成20年度においては、職員給与の支給状況に対応する支給基準の改正はおこなっていない。

2 職員給与の支給状況

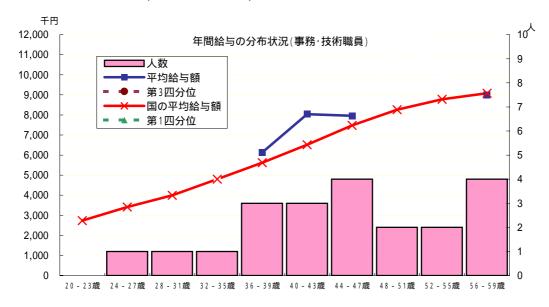
職種別支給状況

			平成:		の年間給与額(平均)		
区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内		うち賞与	
					うち通勤手当		
常勤職員	人 -	歳	千円		千円	千円	
	21	45.0	8,097	5,868	179	2,229	
┃┃ 事務·技術	人	歳	千円	千円	千円	千円	
子 4万~1又1/11	21	45.0	8,097	5,868	179	2,229	
	Å	歳	千円	千円	千円	千円	
在外職員	該当なし	Pass	113	113	113	113	
/7.40 / LTW E	人	歳	千円	千円	千円	千円	
任期付職員	該当なし						
	人	歳	千円	千円	千円	千円	
事務∙技術							
		I	l	<u> </u>			
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円	
一一一一一一一一	1						
事務·技術	\	歳	千円	千円	千円	千円	
● (2017) ● (2017)	1						
非常勤職員	人 	歳	千円	千円	千円	千円	
11. 中到概只	該当なし						
事務·技術		歳	千円	千円	千円	千円	
】							

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 再任用職員については、該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから年齢及び年間給与額について記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。]



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

注2:年齢24~27歳、28歳~31歳、32~35歳、48歳~51歳、52歳~55歳の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから平均額を示す点を表示していない。

注3:すべての階級において該当者が少数であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1.第3分位を記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
本部 部長	4	54.8	-	10,714	-
本部 課長	3	47.5	-	10,325	-
本部 課長代理	5	51.1	7,830	8,237	8,839
本部 係長	6	40.5	6,162	6,490	6,570
本部 係員	3	28.5	-	4,106	-

注: 部長、課長及び係員の該当者は4人以下であるため、第1・第3分位を記載していない。

職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務·技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的 な職位		部長	課長	課長代理	係長	係員
人員	21	人 4	人 3	人 5	人 6	人 3
(割合)		(19.0%)	(14.3%)	(23.8%)	(28.6%)	(14.3%)
年齢(最高~最低)		歳 59 ~ 49	歳 54~41	歳 57 ~ 41	歳 45 ~ 36	歳 32 ~ 24
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円 8,275~ 6,010	千円 8,233~ 6,882	_{千円} 6,460 ~ 5,682	_{千円} 5,493~ 4,078	_{千円} 3,545 ~ 2,718
年間給与額(最高~ 最低)		千円 11,731 ~ 8,530	千円 11,411 ~ 9,709	千円 8,852~ 7,684	千円 7,578~ 5,675	千円 4,754~ 3,725

賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

	区分			冬季(12月)	計
		支給分(期末相当)	%	%	%
	—1 = .	又和刀(别不怕当)	59.6	63.1	61.4
管理			%	%	%
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)		40.4	36.9	38.6
			%	%	%
		最高~最低	44.2 ~ 34.9	40.4 ~ 31.9	42.2 ~ 33.3
	/ 4 .	±44.77.7 ## ±+# 1/17	%	%	%
	一律支給分(期末村		65.1	68.1	66.7
一般			%	%	%
職員			34.9	31.9	33.3
			%	%	%
		最高~最低	34.9 ~ 34.9	31.9 ~ 31.9	33.3 ~ 33.3

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

111.6

対他法人(事務・技術職員)

104.8

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、 すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100 として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務·技術職員

事務·技術職員	
項目	内容
指数の状況	対国家公務員 111.6 地域勘案 111.6 参考 学歴勘案 111.5 地域·学歴勘案 112.8
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	当センターの職務内容は、危険かつ緊急的な海上災害への対応という高度な専門性及び経験を要するものであり、一般事務に比べ危険性及び困難性が非常に高く、事業の確実な実施のために、十分に当該知識を有し、かつ経験等の豊かな職員を配置している。また、当センターは都市部(横浜・横須賀)に勤務している職員が太宗を占めている。
給与水準の適切性の 検証	[国からの財政支出について] 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 0% (国からの財政支出額 0円、支出予算の総額 0円:平成20年度予算) [累積欠損額について] 累積欠損額 0円(平成19年度決算) [支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合について] 19.2%(支出総額:1,503,649,044円 報酬等支給総額:288,661,192円) [管理職の割合について] 33.3%(21人中7人) 当センターは、全国の83港湾に所在する港湾・運送等の作業に従事する162の事業者と排出油防除措置に関する契約を結び、全国ネットの防災体制を確立する等、少人数ながら国の防災体制の一翼を担い、海上防災業務を行う中核機関として全国を展開しており、業務を適切かつ確実に実施するために必要な配置をしている。また、今後も業務に応じて的確な配置を行う。なお、当センターは職員29名の組織であり、一概に国の管理職(行政職(一)6級以上)割合(13.9%)と比較することは困難である。 [大卒以上の高学歴者の割合について] 52.4%(21人中11人)
講ずる措置	これまでに役員報酬の減額、俸給表の引き下げ(平均4.8%)、枠外昇給制度の廃止など、給与水準の是正を行ってきたところであり、今後もこれら取組を継続するとともに、出向者数及び配置ポスト(現在、国からの出向者8名のうち4名が管理職)の見直しを図ること等により・平成22年度の対国家公務員指数を109.9(20年度比 1.7)以下・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を109.1(20年度比 3.7)以下まで引き下げる予定である。 また、職員の若返り(定年退職者を新規採用者で補充)を進めることにより、人件費の抑制を図る予定である。

総人件費について

区分		当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増	減	中期目標期間 成20年度)から		寺(平 減
給与、報酬等支給総額		千円	千円	千円	(%)	千円		(%)
	(A)	288,661	284,909	3,752	(1.3)	-	(-)
退職手当支給額		千円	千円	千円	(%)	千円		(%)
	(B)	22,492	11,699	10,793	(92.3)	-	(-)
非常勤役職員等給与		千円	千円	千円	(%)	千円		(%)
	(C)	25,214	22,603	2,611	(11.5)	-	(-)
福利厚生費		千円	千円	千円	(%)	千円		(%)
	(D)	41,148	41,204	56	(0.1)	-	(-)
最広義人件費		千円	千円	千円	(%)	千円		(%)
(A + B + C +	D)	377,515	360,415	17,100	(4.7)	-	(-)

総人件費について参考となる事項

- 1 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減理由
- ·給与、報酬等支給総額の対前年度比 1.3%

プロパー化による若年層を採用したことにより全体的に基本給は減になったが、人事異動等に伴う諸手当(単身赴任手当、住居手当等)の増加及び業務の拡大に伴う時間外勤務手当が増加したため、全体として微増となった。

- ・最広義人件費の対前年度比 4.7% 前年度に比べ主に退職手当支給額が増加(対前年度比+92.3%)したことにより全体として増となった。
- 2 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)」による人件費の取り組みの状況 中期目標

人件費(退職手当等を除く。)については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末までに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。

中期計画

人件費(退職手当等を除く。)については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末までに、平成17年度比で5%以上の削減を行う。また、俸給表の見直し等、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額(千円)	310,515	312,532	284,909	288,661
人件費削減率(%)		0.6	8.2	7.0
人件費削減率(補正値)(%)		0.6	8.9	7.7

注:「人件費削減率(補正値)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院 勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成 19年、平成20年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

法人が必要と認める事項

当法人は、国からの運営費交付金・補助金等を受けておらず、自己収入による自立的な運営を図っております。